

平成15年 6 月27日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

取締役社長 篠塚勝正

第79回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第79回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議
されましたのでご通知申し上げます。 敬具

記

報告事項 第79期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、
貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第79期損失処理案承認の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
株主のみなさまにはまことに申し訳なく存じますが、当期の配当金に
つきましては、無配とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の理由および内容は次のとおりであります。
将来の株主総会出席者の増加に備え株主総会の招集場所に関する規定の
新設および「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が
平成15年4月1日に、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年
5月1日に施行されたことに伴う所要の変更ならびに項数および号数の整
備を行ないました。
なお、詳細は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変更前	変更後
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 電子通信装置・システムの開発、製造、販売および輸出2. 情報処理装置・システムの開発、製造、販売および輸出3. 制御計測装置・システムの開発、製造、販売および輸出4. 半導体ならびに各種電子部品の開発、製造、販売および輸出5. 前各号に関連するソフトウェアの開発、製造、販売および輸出6. 電気通信事業およびインターネット等のネットワークを利用した情報処理・提供サービス業務7. 前各号に関連する設計、工事、保守サービスおよび技術指導8. 経営上必要な投資9. 前各号に関連する一切の事業	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 電子通信装置・システムの開発、製造、販売および輸出(2) 情報処理装置・システムの開発、製造、販売および輸出(3) 制御計測装置・システムの開発、製造、販売および輸出(4) 半導体ならびに各種電子部品の開発、製造、販売および輸出(5) 前各号に関連するソフトウェアの開発、製造、販売および輸出(6) 電気通信事業およびインターネット等のネットワークを利用した情報処理・提供サービス業務(7) 前各号に関連する設計、工事、保守サービスおよび技術指導(8) 経営上必要な投資(9) 前各号に関連する一切の事業
<p>第6条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第6条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p><u>2</u> 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>第8条 (名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式について名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第8条 (名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式について名義書換代理人を置く。</p> <p><u>2</u> 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第10条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>その他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>	<p>第10条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>2</u> その他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>
<p>第11条 (招集の時期)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 (招集の時期および場所)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p><u>2</u> 株主総会は、東京都区内にこれを招集する。</p>
<p>第12条 (招集者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集</p>	<p>第12条 (招集者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集</p>

変更前	変更後
<p>し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第13条 (決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 (決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>
<p>第17条 (選任)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第17条 (選任)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>第18条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>第18条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期が満了すべき時までとする。</p>
<p>第19条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>取締役社長は、取締役会の決議を執行し業務を統轄する。</p> <p>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第19条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p><u>2</u> 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 取締役社長は、取締役会の決議を執行し業務を統轄する。</p> <p><u>4</u> 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。</p> <p><u>5</u> 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第21条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第21条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第25条 (選任)</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第25条 (選任)</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第26条 (任期)</p> <p>監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>第26条 (任期)</p> <p>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、前田 肇、佐野勝彦、原 説秀、森尾 稔の4氏が選任され就任いたしました。

なお、本株主総会終了後における執行役員は、次のとおりであります。

◇CEO	篠塚 勝正	執行役員	杉本 晴重
◇執行役員副社長	前田 肇	執行役員	福村 圭一
◇専務執行役員	伊野 昌義	執行役員	松井 一成
◇常務執行役員	佐野 勝彦	執行役員	北林 宥憲
◇常務執行役員	前田 裕	執行役員	川崎 秀一
◇常務執行役員	田中 和男	執行役員	松下 政好
◇常務執行役員	村瀬 忠男	執行役員	村岡 達郎
◇常務執行役員	原 説秀	執行役員	服部 隆
		執行役員	山根 建夫
		執行役員	佐瀬 正敬
		執行役員	竹中 敬
		執行役員	浅井 裕
		*執行役員	山本 茂
		*執行役員	宮武 清治
		*執行役員	加茂 明

- (注) 1. CEO：Chief Executive Officer
2. ◇印は、取締役であります。
3. *印は、平成15年4月1日で新たに就任した執行役員であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、稲川隆久、芥川龍雄、本庄慶行、吉江哲夫の4氏が選任され就任いたしました。

なお、平成13年商法改正により、監査役任期は4年となります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、本総会終了の時をもって取締役を退任された小西 博、畑 和徳の両氏および監査役を退任された鈴木一史、岩田禎訓の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、定められた基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、また退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任することで承認可決されました。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

本件は、当社の業務執行にあたる取締役、執行役員および経営の執行に参画する幹部社員に対し無償で、普通株式815,000株を上限として815個（1個当りの目的となる株式数は1,000株）の新株予約権を発行するものであり、原案のとおり承認可決されました。

以上